

令和6年度第2回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和6年5月28日（火） 13時30分開会
14時25分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	津曲 貞利
委員	前田 圭子
委員	岡本 尚也

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小村 真二	教育部長	佐土原 隆
教育DX担当部長	木田 博	総務課長	九反 大介
学校整備室長	岩坪 秀樹	施設課長	久保 浩一
文化財課長	圖師 みゆき	美術館副館長	谷口 雄三
図書館副館長	小城 裕子	学務課長	鶴田 紋太郎
学校教育課長	竹下 直大	学校ICT推進センター所長	池田 伸一
保健体育課長	山口 伸一	青少年課長	吉元 利裕
生涯学習課長	西國原 学	少年自然の家所長	唐仁原 宏樹
中央学校給食センター所長	濱田 有希		

◇ **書記**

総務課主幹	圓若 正行	総務課主査	上堀内 啓太
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

1 開 会

2 会議成立の宣言

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開

定第 1 1 号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱について]

請願令和 6 年度第 1 号 傍聴を認めることの件【継続審議】

非公開

定第 1 2 号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件

定第 1 3 号議案 自動車購入に係る議案についての意見に関する件（学校給食配送用自動車 6 台の購入）

報告事項(1) 令和 7 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択の方法について

報告事項(2) I C T 活用による子ども見守り事業について

報告事項(3) 松元地域を中心とした新学校給食センターの運用について

6 その他

7 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和6年度第2回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 議事に入ります。本日は全員出席し、定足数に達していますので、会議は成立しています。本日の議事日程は、資料の2ページをご覧ください。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、岡本委員と私が行います。

4 会議の公開等について

教育長 会議の非公開についてですが、本日審議する3つの議案及び請願、3つの報告事項のうち、定第12号議案は附属機関等の委員の委嘱に関する案件のため、定第13号議案及び報告事項(1)から(3)は、意思形成過程の案件のため、非公開で傍聴を禁止する取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、そのように取り扱います。それでは、議案審査に入りたいと思いますが、まず、公開案件からご審議いただき、後ほど非公開案件の審議をお願いします。ここで、傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局(企画調整係長) 傍聴及び撮影を希望される方が2名いらっしゃいます。傍聴希望者の住所及び氏名を読み上げます。

教育長 事務局から傍聴希望者の読み上げがありました。希望者の傍聴及び撮影を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、傍聴及び撮影を許可することとします。事務局は傍聴人を入室させてください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第11号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱について〕

承認

教育長 定第11号議案について、少年自然の家所長、説明をお願いします。

事務局(少年自然の家所長) 定第11号議案、鹿児島市立少年自然の家運営協議会委

員の委嘱についてご説明します。任期満了に伴い、鹿児島県教職員組合鹿児島地区支部書記長の前田庸介を、5月1日から新たに委嘱したものです。委員の任期は、令和7年4月30日までの1年です。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第11号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

請願令和6年度第1号 傍聴を認めることの件

不採択

教育長 前回から継続審議としています請願令和6年度第1号について、学校教育課長、説明をお願いします。

事務局(学校教育課長) 6ページをご覧ください。請願令和6年度第1号、傍聴を認めることについてです。7ページにあります。7ページにありますが、請願内容としては、鹿児島地区不採択協議会の会議を傍聴すること、鹿児島地区採択協議会後の教科書採択についての鹿児島市教育委員会会議を傍聴すること、の2点です。請願理由としては、全国で今、教科書採択の審議について傍聴できる教育委員会が増えつつある、傍聴については次の2点から要望する。教科書採択について透明性を確保するため、教科書採択について、市民の関心を高めるため。2、鹿児島市教育委員会は、業務に支障があるという理由で、傍聴を認めていない。しかし、会議録は公開している。傍聴については、議会や裁判所を例にした基準のもとなら業務に支障はないと考える。また、静ひつな環境も確保できると考える。3、教科書選定は、市民の関心事になるべきことだと考える。そのために様々な措置をとることは、教育委員会の任務だと考える。それでは、資料の8ページをお開きください。現状についてご説明します。請願1の鹿児島地区採択協議会の会議を傍聴することに関して、鹿児島地区採択協議会は、鹿児島市と三島村、十島村の教育委員会で構成される共同採択地区です。共同採択構成自治体からは、文部科学省通知に示されている静ひつな審議環境の確保が保てないという理由で、傍聴は認めないとしています。九州の県庁所在地では、福岡市と熊本市、那覇市は傍聴を認めています。大分市と長崎市、佐賀市、宮崎市は傍聴を認めていません。鹿児島地区採択協議会の会議を傍聴することに関しては、共同採択構成自治体が認めないとしていることから、現時点において、本市としても難しいものと考えています。次に、請願2の鹿児島地区採択協議会後の教科書採択についての鹿児島市教育委員会会議を傍聴することに関し

て、県及び県内自治体、九州各都市に傍聴について確認したところ、鹿児島県教育委員会は、教科書採択に係る教育委員会会議の傍聴を認めていないところ
です。また、鹿児島市を除く県内18市も、教科書採択に係る教育委員会会議
の傍聴を認めていません。九州の県庁所在地で傍聴を認めているのは、福岡市、
熊本市、大分市、長崎市、那覇市であり、佐賀市、宮崎市は傍聴を認めていま
せん。本市としては、県や県内自治体との協議や、調整を行う必要があること
や、文部科学省の示す傍聴に関するルールを明確に定めていないことなどから、
現時点では、傍聴を認めることは難しいと考えています。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 意見になりますが、世の中の流れとして公開していくことは確かにある一方
で、教科書はいろいろと問題を抱えていることも事実としてこれまでありまし
た。こういったことを決める時には、傍聴によってどういう変化が起こるのか
を考えなければいけない。おっしゃるように現時点では難しいとしていますが、
今後、考えていくという感じなのでしょうか。もう公開しないということでは
なく、これから研究して判断をしてみようという感じでしょうか。

学校教育課長 九州各市、あるいは全国各市で傍聴を認めることも多いことから、今後
そういうところの傍聴ルールなど、対応を研究していきたいと考えています。

委員 共同でしていることですから、今後、三島村と十島村とも十分協議をしてい
ただきたいと思います。それから、透明性と経緯などは非常に興味を持たれる
ところです。議事録に記載されているということは、どのような経緯で決まっ
たかについて、議事録を見る方の理解がしっかりと深まるような記載になっ
ているか再検証して、チェックすべきだと思います。透明性と経緯などについ
ては、当然知る権利があるわけですから。三島村と十島と十分協議を進めてい
ただきたいと思います。

学校教育課長 今のご意見等を三島村と十島村にも伝えながら、対応していきたいと考
えています。

教育長 他ございませんか。採択というご意見はございませんので、不採択というこ
とでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 それでは、本請願は不採択と決定します。事務局は請願者に対し、理由を付
して、決定内容を通知してください。公開案件は、以上になります。これから
は、非公開案件の議案審査に入りますので、傍聴人の方は、ご退席をお願いします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第12号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第13号議案 自動車購入に係る議案についての意見に関する件（学校給食配送用
自動車6台の購入）

同意

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(1) 令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の方法について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(2) ICT活用による子ども見守り事業について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(3) 令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の方法について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の日程について、ご連絡します。次回の教育委員会定例会は、6月27日（木）16時30分から、教育総合センター2階 女性第一・第二研修室で開催を予定しています。以上です。

8 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】